



2021 湘南コモドアズカップ

帆 走 指 示 書

(2021 年 11 月 20 日)

1. 【適用規則】

- 1.1 セーリング競技規則 2021-2024 (以下 RRS) に定義された規則
- 1.2 本レガッタは WS Addendum UF "2021 湘南コモドアズカップ" (帆走指示書末尾添付) に従ってアンパイア制によりレースを行う。
- 1.3 湘南コモドアズカップレース公示
湘南コモドアズカップ帆走指示書
- 1.4 湘南コモドアズカップ 新型コロナウイルス感染防止規定

2. 【帆走指示書の変更】

- 2.1 帆走指示書の変更はレース当日 08:00 迄に公式掲示板に掲示する。
- 2.2 海上での帆走指示書の変更の通告は L 旗を掲げた本部船より口頭で行われる。

3. 【参加および参加資格】

- 3.1 下田、伊東、熱海、真鶴、江の島、逗子、葉山、葉山マリーナの各ヨットクラブのコモドアもしくはそれに準ずる者を中心としたチームとする。
- 3.2 チームの中心となった者は外洋湘南の会員でなければならない。

4. 【競技者への通告 (大会本部、公式掲示板、エントリー受付)】

- 4.1 大会本部は葉山マリーナ 3F 「エメラルドルーム」に設置する。
- 4.2 競技者への通告や諸通知は大会本部付近に設置された公式掲示板に掲示される。
- 4.3 2021 年 11 月 28 日 (日) 08:00 より葉山マリーナ エメラルドルームにてエントリー受付を開始する。
- 4.4 出港に際して潮汐等の関係でコモドアズカップ競技艇の出航場所を葉山新港に変更する等、実行委員会が特別な指示を出すことがある。

5. 【陸上で発する信号】

「レース運営に関する信号は、陸上では発しない。」

6. 【レース日程】

2021年11月28日 (日) 08:00 レース本部 (090-3687-3420) オープン
(葉山マリーナ エメラルドルーム)

08:30 艇長会議 (同上)
09:55 第1レース予告信号予定
第1レース終了後引続き次のレースを行い最大3レース行う
15:30 表彰式 (葉山マリーナ エメラルドルーム)
17:00 レース本部解散

7. 【ボートとセール及びボートの識別旗 (クラブ旗)】

- 7.1 レース艇は主催団体により用意された YAMAHA30S 6 艇を使用する。参加チームが使用する艇は、実行委員会において厳正に抽選し参加チームに割り当てられる。抽選結果は 11 月 26 日までに参加チームに通知される。尚、このレース艇の抽選結果は救済の要求の対象とはならない (RRS 62 の変更)
- 7.2 各レース艇にはメインセール 1 枚、ジブセール 1 枚、スピナーカー 1 枚が用意される。

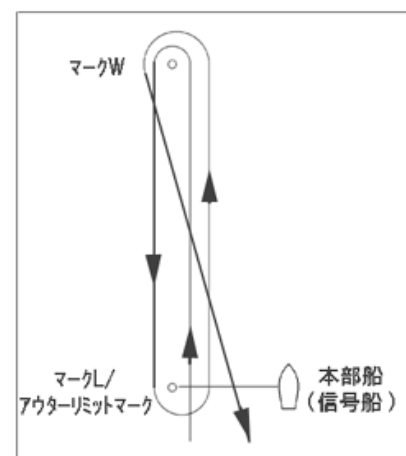
- 7.3 本帆走指示書 7.4 が適用される場合を除いて支給されたセールは自由に組み合わせて使用できる。
- 7.4 使用すべきセールのコンビネーションが指定される場合は本部艇より口頭で通告される。
- 7.5 各レース艇は、レース中 スターンに自身の所属するクラブ旗（縦 60cm 以下×横 100cm 以下）を掲揚すること。

8. 【乗員の義務と制限】

- 8.1 コモドアは第 1 レース及びそれ以降の少なくとも 1 レース以上はヘルムを務めなければならない。1 チームの合計乗員数はコモドアを含め 6 名以内とする。乗員の体重制限はなし。
- 8.2 第 2 レース以降、各レースのヘルムスマン、クルーの変更は認める。但し、総乗員数は第 1 レースと同一でなければならない。
- 8.3 クルーは参加コモドアが参加受付時に提出したクルーリストに登録された者であること。
- 8.4 主催者は登録されたクルーが競技を続けることができなくなった時、代理のクルーを認めることができる。

9. 【コース】

- 9.1 コースは右図の通りスタート→マーク W→マーク L→マーク W→フィニッシュとする。
- 9.2 スタートおよびフィニッシュラインは、アウターリミットマークとオレンジ旗を掲揚した本部船のマストとを結んだラインとする。
- 9.3 本部船は接触を回避する為に本部船につながれたブイもしくは浮器を流すことがある。これらは本部艇の一部とみなす。
- 9.4 スタート後のレースの短縮及び中止は RRS 32 の手順に従う。
- 9.5 (ローイング中であるとアンカリング中であるにかかわらず) レースエリア内にいるローボートの周囲 10m の範囲内は障害物とみなす。レース中、艇はこの範囲内を帆走してはならない。この項の指示に対する違反は艇による抗議の対象とはならない。



10. 【スタート】

- 10.1 レースは RRS26 を用いて、予告信号はピンク旗を使用し、スタート信号の 5 分前としスタートさせる。
- 10.2 スタート信号後、4 分より後にスタートする艇は審問なしに「スタートしなかった」と記録される。(RRS 付則 A4 の変更)

11. 【コースの次のレグの変更】

コースの次のレグの変更は風下マーク付近に位置する運営艇に C 旗を掲揚し反復音響信号を発し、2 度目に回航するマーク W (風上マーク) を置き換えることによって行う (RRS 33 の変更)。
置き換えるマークの色と形状は最初の艇長会議時に発表する。

12. 【タイムリミット】

トップフィニッシュ艇より 15 分を経過してもフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。(RRS 35 と A5 の変更)

13. 【個人用浮揚用具】

- 13.1 レース中は個人用浮揚用具の着用を義務付ける。(RRS 1.2 27.1 40.1 の変更)
- 13.2 主催者は個人用浮揚用具を用意しない。各自持参すること。

14. 【抗議と救済の要求及びペナルティーの制限】

- 14.1 抗議書は大会本部で入手できる。
- 14.2 抗議の締め切りは最終レースの最終艇がフィニッシュした時刻またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発したときから 60 分以内とする。(RRS 61.3 の変更)
- 14.3 レース中に発生したケースに対し抗議の意思がある場合には当該レースフィニッシュ後に速やかに本部船にその意思を伝えなければならない。(RRS 61 の変更)
- 14.4 RRS 2 章以外の違反に対しレース委員会はその裁量により失格に替わるペナルティーに替えて軽減措置を取ることが出来る。(RRS 64 の変更)
- 14.5 本帆走指示書 7、14 の各項については艇からの抗議を受け付けない。(RRS 60.1 の変更)

- 14.6 (一回転ペナルティー)
ゾーン以外における規則第2章違反のペナルティーは一回転とする。(RRS44.1の変更)

15. 【得点、順位、賞】

- 15.1 低得点方式を使用しすべてのレースの得点の合計で順位を決定する。
15.2 総合得点1位の艇には2021 湘南コモドアズカップチャンピオンフラッグが授与される。
15.3 湘南コモドアズカップは1レースをもって成立する。

16. 【リスク・ステートメント（責任の否認）】

参加艇及び参加者は完全に自らのリスク（参加するか否か、スタートするか否か、レースを続行するか否か等レースに関係する全ての局面におけるものを含む）で本レースに参加する。RRS 4（レースをすることの決定）を参照のこと。

そして主催団体である JSAF 加盟団体 外洋湘南 並びに実行委員会はレース艇が引き起こした大会の前後、期間中に生じた直接・間接を含む物理的損害または身体障害に対していかなる責任も負わない。

17. 【運営艇】

公式運営艇には SORC 旗を掲揚する。

18. 【肖像権】

レース参加者は、主催者に対し陸上または海上で撮影・収録されたレースに関する写真、映像または音声 について、使用、複製及び公開する権利を永久的に無償で与えるものとする。

19. 【新型コロナウイルス感染症対策】

- 19.1 湘南コモドアズカップ 新型コロナウイルス感染防止規定に従ってレースを実施する。
19.2 当該日の全乗員は、出艇申告時までに当日の体温、体調、新型コロナウイルス陽性者との接触有無を確認する。

20. 【表彰式】

2021 年 11 月 28 日（日） 15：30 より 葉山マリーナ エメラルドルームにて開催する。

※コモドアもしくはこれに準ずる方はジャケット着用での出席をお願いします。

アンパイア制フリート・レース [2021 湘南コモドアズカップ] 版

版: [2021/11/28]

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制であることとする。UF 1 での規則変更は、規定 28.1.5(b)に基づき、提供された選択肢が使われているという条件のみで World Sailing が承認したものである。本付則はレース公示で言及し、かつすべての競技者に使用可能にした場合にのみ適用される。

UF 1 定義、第 1 章と第 2 章の規則、および規則 70 の変更

UF 1.1 定義「**プロパー・コース**」に以下を追加する。
「ペナルティを履行している艇、またはペナルティを履行するために操船している艇は、**プロパー・コース**を帆走していない。」

UF 1.2 第 1 章に新たな規則 7 を追加する。

7 最後の確かな点**確実性の最終点**
アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変化すると確信を持つまでは、それらが変化していないとみなす。

UF 1.3 規則 14 を以下のとおり変更する。

14 接触の回避

14.1 常識的に可能な場合には、艇は、

- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
- (b) 両艇の間の接触を起こしてはならない。かつ
- (c) 艇と回避すべき障害物との間の接触を起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格がある**ルーム**もしくは**マークルーム**内を帆走している艇は、相手艇が**避けていないか**、または**ルーム**もしくは**マークルーム**を与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

UF 1.4 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

- (a) 「**ルーム・トゥー・タック**」については、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
- (b) 「**ユー・タック**」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

UF 1.5 規則 70 を削除する。

UF 2 他の規則の変更

UF 2.1 規則 28.2 を以下のとおり変更する。

28.2 艇は、次の**マーク**を回航し終えていないか、または**フィニッシュ**するためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、**コースの帆走**の誤りを正すことができる。

UF 3 水上での抗議とペナルティー

UF 3.1 本付則では、「ペナルティー」は、以下のとおり意味する。

規則 44.2 に従い『1 回転ペナルティー』が用いられる。

UF 3.2 規則 44.1 の最初の文章を以下のように変更する。

「**レース中に**、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の**規則**（損傷や傷害を引き起こした場合の規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第 2 章の規則と規則 31 に違反した場合、規則 31 違反によるペナルティーを履行する必要はない。

UF 3.3 艇による水上での抗議とペナルティー

- (a) 「レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則（規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に基づき他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第 2 章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤旗を掲揚しなければならない。それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、赤旗を降下しなければならない。
- (b) 規則 UF 3.3(a) に基づいて抗議する艇に審問を受ける権利はない。その代わり、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課することができる。

UF 3.4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議

- (a) 艇が以下のいずれかを行った場合、
 - (1) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない
 - (2) 規則 42 に違反した
 - (3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった
 - (4) スポーツマンシップの違反を犯した
 - (5) 規則 UF 3.6 に従わないか、もしくはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない
 - (6) 規則 UF 2.1（規則 28.2）に従わなかった場合、アンパイアは規則 UF 3.5(c) に基づき艇を失格にしなければならない、

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティーを課することができる。そのアンパイアは、規則 UF 3.5(b) に従って信号を発することにより、1 つまたはそれ以上ペナルティーを課すか、または規則 UF3.5(c) に基づき艇を失格とするか、もしくはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために規則 UF 3.4(a) (5) に基づきペナルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が規則 UF 3.6 または規則 28、もしくは規則 UF 3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

UF 3.5 アンパイアの信号

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音 1 声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (c) 長音 1 声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

UF 3.6 課されるペナルティー

- (a) 規則 UF 3.5(b)に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
- (b) 規則 UF 3.5(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

UF 4 レース委員会の処置

レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響 1 声とともに B 旗を掲揚する。B 旗は少なくとも 2 分間掲揚され、その後音響 1 声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいて B 旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合は、音響 1 声とともに L 旗を掲揚する。B 旗は変更が行われた後、少なくとも 2 分間掲揚を続ける。

UF 5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

UF 5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

UF 5.2 艇は、UF 5.3 に基づく場合にのみ審問を受ける権利がある。

UF 5.3 以下のいずれかを行おうとする艇は、レース後の本部艇による B 旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に対し声をかけなければならない。

- (a) 規則 UF 3.6 または規則 28、もしくは規則 UF 3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
- (b) 損傷または傷害の原因となる接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する
- (c) 救済要求をする

UF 5.4 規則 UF 5.3 に定義される締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則 UF 5.9、UF 5.10 および UF 5.11 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長することにもっともな理由がある場合、その締切時刻を延長しなければならない。

UF 5.5 レース委員会は、規則 UF 5.3 に基づき行われた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

UF 5.6 規則 61.1(a)の3番目の文章と規則 61.1(a)(2)のすべてを削除する。

UF 5.7 規則 64.2の初めの3つの文章を以下のとおり変更する。

「抗議審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。**レース中**でない時に艇が**規**

則違反した場合、プロテスト委員会はインシデントが起こった時間の直近のレースにペナルティを課すか、別の調整を行うかを定めることができる。」

UF 5.8 審問

規則 69.2 に基づく審問を除き、

- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
- (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に伝え、審問を計画することができ、それを口頭で伝えることができる。
- (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
- (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティを課すか、もしくは公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティを課さないということもある。
- (e) プロテスト委員会が規則 UF 5.7 に基づき艇にペナルティを課した場合、または標準ペナルティが適用される場合には、他のすべての艇に、ペナルティを課された艇の得点変更について通知される。

UF 5.9 レース委員会は、艇を抗議することはない。

UF 5.10 プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則 UF 3.6 または規則 28、規則 UF 3.3(a) に挙げられた規則の違反、もしくは損傷または傷害がある場合を除く規則 14 の違反した艇を抗議することはない。

UF 5.11 艇または個人装備がクラス規則、規則 50 または存在するならその大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、テクニカル委員会は、規則 60.4 に基づき艇を抗議する。ただし、そう判断した場合には、テクニカル委員会は抗議しなければならない。

UF 5.12 規則 66.2 を以下のとおり変更する。

「審問の**当事者**は、本付則に基づく審問再開の要求をすることができない。」

以上

湘南コモドアズカップ 新型コロナウイルス感染防止規定

参加艇は以下の全てを満たしていること。

1. 艇の責任者は、乗員登録された参加する乗員について以下を確実に実施すること。
 - 1-1 レース当日に体調、体温を確認し平熱を超える発熱がないことを確認し、計測した体温は各艇で記録し保管のこと。
 - 1-2 乗員の連絡先を確実に把握するため、乗員登録書に記載の住所、電話番号に誤りがないことを確認すること。
 - 1-3 レース日 14 日以内に以下の事項に該当していないことを確認すること。
 - ア) 平熱を超える発熱。
 - イ) 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状、嗅覚や味覚の異常。
 - ウ) 体が重く感じる（だるさ、倦怠感）、疲れやすい、息苦しい（呼吸困難）等。
 - エ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触。
 - オ) 同居の家族や身近な知人で感染が疑われる方がいる。
 - ウ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触。

乗員登録書および健康状態申告フォームはレースのみに使用される。ただし、感染症経路調査の為行政から参加者情報の提供依頼があった場合は、該当する艇の＜艇長の氏名・住所・電話番号＞の3情報を行政に伝達する場合がある。

以上

2021 湘南コモドアズカップ実行委員会